

国内募集型企画旅行条件書

お申込みの際は、必ずこの条件書をお読みください。

この書面は旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5で定める「契約書面」の一部です。

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、(一社)みやぎ大崎観光公社(以下「当社」という)が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客さまは、当社と募集型企画旅行(以下「契約」という)を締結することになります。
- (2)契約の内容・条件は、旅行パンフレット、ホームページ、本旅行条件書及び申込金領収書等の契約締結年月日を証する書面(以下「契約書面」という)のほか、出発前にお渡りする確定書面及び標準旅行業契約募集型企画旅行契約の部(以下「旅行業約款」という)によります。旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。旅行業約款と当社ホームページをご用意いたします。
- (3)当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供を受ける運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けま。

2-1. 旅行のお申込み・予約

- (1)所定の旅行申込書(以下「申込書」という)に所定事項を記入の上、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。(なお、旅行パンフレット、ホームページにこれと異なる金額の申込金に記載がある場合は、その定めるところによります)申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

旅行代金の額	申込金(おひとり様)
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上 50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

- (2)当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、Eメールその他の通信手段による契約の予約を受けま。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客さまは、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます(受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、Eメール等は、翌営業日の受付となります)。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3)当社は、当社が提携するクレジット会社(以下「提携会社」という)カード会員(以下「会員」という)より、当社の契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を所定の決済期日に提携会社のカード会員規約に従って決済すること、所定の債権の「会員の署名なくして旅行代金や取消料などのお支払を受ける」ことを条件に「電話、ファクシミリインターネット、Eメールその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結することがあります。(以下「通信契約」という)。通信契約により契約の締結をご希望されるお客さまの旅行条件は次の①から③のほか、第3項(2)、第13項(1)及び第18項(2)によります。
 - ①通信契約のお申込みの際、会員はお申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「旅行開始日」などに加えて「カード名」、「会員番号」、「会員有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - ②通信契約での「カード利用日」とは、会員及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とします。
 - ③与信等の理由によりお客さまのお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除します。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。なお、この期日までにお支払いがないときは、第14項(1)によります。

2-2. ウェイティングの取り扱い

- (1)お申込みの時点で満席、満室その他の事由により契約の締結の承諾が直ちにできない場合において、お客さまが引き続き契約の締結を希望されるときは、当社は、お客さまの承諾を得て、当社のお客さまに対する契約の締結をお待ちいただける期限(以下「期限」という)をお客さまと確認のうえウェイティング(予約待ち)のお客さまとして登録し、手配の完了に向けて努力することがあります。
- (2)この場合、当社は、申込金と同額以上の金額の「預り金」を受取り、契約締結の承諾ができる(予約が可能となる)状況になった場合は、契約締結を承諾する旨の通知(以下「承諾通知」という)をすとともに、承諾通知をした時点において「預り金」を申込金に充当します。
- (3)なお、「期間までに当社による承諾通知ができなかった場合は」、「預り金」を登録し払い戻します。」または「期間までに当社による承諾通知ができなかった場合は」、「預り金」を登録し払い戻します。」
- (4)「預り金」の「提出の時点及びウェイティングの登録時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社が、将来的に旅行契約が成立することを約束するものではありません。

3. 契約の成立時期

- (1)お客さまとの契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。具体的には、次によります。
 - ①店頭及び当社の外務員による訪問販売の場合は、当社が契約の締結を承諾し、当社が申込金を受理した時。
 - ②電話等による契約の予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目に当たる日までに当社がお客さまから申込金を受理した時。
 - ③第2-2項のウェイティングのお客さまの場合は、当社がお客さまに承諾通知をし、当社が「預り金」を申込金に充当した時(なお、当社の承諾通知の前に、お客さまからウェイティングのお客さまとしての登録の撤回のお申し出がない場合に限り)。
- (2)通信契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当該契約のお申込みを承諾する旨の通知をインターネット、Eメール、ファクシミリ、留守番電話等の「電子承諾通知」による方法で通知する場合は、当該通知がお客さまに到達した時に成立します(お客さまがその内容を知り得る状況になった時をいい、お客さまが内容を了知した時ではありません)。

4. お申込み条件

- (1)18歳未満の方のみご旅行の場合、法定代理人(親権者等)の同意書の提出が必要です。
- (2)中学生以下のご参加の場合、保護者の同行がないときは、当社は、お申込みをお断りすることがあります。
- (3)ご参加にあたっての特別な条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- (4)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を要する方などは、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出してください。)。あらかじめ当社からご案内申し上げますが旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- (5)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面ですれを申し出ていただくことがあります。
- (6)当社に基づきお申し出に応じている場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (7)お客さまのご都合による別行動は原則としてできません。
- (8)お客さまのご都合により、旅行の行程から離脱(離団)する場合には、その旨及び復帰の予定日時について添乗員又は係員にご連絡ください。
- (9)お客さまが他のお客さまと迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (10)当社は、お客さまが次の①から③のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
 - ①お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ③お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- (11)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

5. 契約責任者によるお申込み

- (1)当社は、団体・グループを構成するお客さまの代表(以下「契約責任者」という)から旅行のお申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。
- (2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6. 確定書面の交付

- (1)当社は旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した確定書面を遅くとも旅行開始の前日までにお客さまに交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたるとき以降に契約のお申し込みがなされた場合には、旅行開始当日までに交付します(契約書面に旅行開始日の前日からさかのぼって7日目にあたるとき以降に契約のお申し込みが可能である旨に記載された旅行に限り)ます。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

- (2)当社は、あらかじめお客さまの承諾を得て、本項(1)の契約書面(本書面が契約締結前における取引条件説明書面として交付される場合を含む)又は本項(1)の確定書面の交付に代えて、これらの書面に記載すべき事項(以下「記載事項」という)をホームページ上への表示等 IT 技術を利用して提供したときは、これらの書面を交付したものとみなし、お客さまの使用するパソコン等通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。また、お客さまの使用する通信機器にファイルが備えられていないときは、当社の通信機器に記載事項を確認し、お客さまが記載事項を閲覧したことを確認します。なお、当社の業務上の都合により、本項のお取り扱いをしない場合があります。
- (3)本項(1)の確定書面は、第20項(1)クーポン類とともに、お客さまが旅行サービスを受けるために必要な書面としてもご利用いただけます。

7. 旅行代金及びお支払期間

- (1)「旅行代金」(募集金額、旅行パンフレット、ホームページの価格表示欄(以下「価格表示欄」という)に「旅行代金として表示した金額」)は、特に注釈のない限り、旅行開始日を基準として年齢が満12歳以上の方はおとな旅行代金、満3歳以上12歳未満の方は子ども旅行代金となります。
- (2)旅行代金におとな・子どもの区分表示がない場合は、満3歳以上の全ての方に当該旅行代金を適用します。
- (3)旅行代金は、パンフレットに表示しています。出発日と利用人数でご確認ください。
- (4)「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項(1)の「申込金」、第15項の「取消料」、第14項(1)の「違約料」、および第14項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- (5)旅行代金(申込金を差し引いた残額)は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前以降にお申込みされた場合は、お申込み時に全額お支払いいただきます。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行パンフレット、ホームページの旅行日程に明示した次に掲げるものが含まれます。
 - ① 運送機関の運賃・料金(注釈のない限り航空機及び鉄道は普通席)
 - ② 宿泊、食事の料金及び税・サービス料金
 - ③ 旅行代金に含まれる旨を明示した観光料金(入場・拝観、ガイド等)
 - ④ 添乗員が同行するコースの添乗員経費等
 - ⑤ その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用
- (2)本項(1)の代金は、お客さまのご都合により一部ご利用されなくても払戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
 - ① 旅客施設使用料(空港により必要な場合)
 - ② 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)
 - ③ 旅行日程に含まれていない交通費、飲食代等の諸経費及びクリーニング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
 - ④ 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客さま負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
 - ⑤ 希望者のみが参加されるオプションプラン・オプションツアーの代金
 - ⑥ お客さま自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場・食事・交通費等)
 - ⑦ ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費
 - ⑧ 傷害、疾病に関する医療費、搬送費等の諸費用

10. 契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、暴走、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の額の変更

- (1)利用する運送機関の運賃・料金や、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客さまにその旨を通知します。
- (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)第10項に基づく旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用(当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約金その他で支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます)に増額又は減額が生じる場合には、当社が、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスを提供を行っているに限り、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客さまの負担とします。
- (4)運送・宿泊施設等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金の額を変更します。

12. お客さまの交替

- お客さまは、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の手数料(おひとりさまにつき1,100円)をお支払いいただきます。(既に航空券等が発行している場合には、別途再発費等に開する費用を請求する場合があります)。また、旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客さまの当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお運送・宿泊機関の空席・空室状況、適用規則、その他やむを得ない事由により予約や氏名変更ができないときは、お客さまが変更をお断りすることがあります。

13. お客さまによる契約の解除(旅行開始前)

- (1)お客さまは、いつでも第15項に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込された当社の営業時間内とします(営業時間終了後に着信したファクシミリ、Eメール等は、翌営業日の受付となります)。通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のカードより所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けま。
- (2)お客さまは、次に掲げる場合は本項(1)の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - ①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更は第24項の表A左欄に掲げるものその他重要なものであるときに限ります。
 - ②第11項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。
 - ④当社がお客さまに対し、第6項(1)の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
 - ⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

14. 当社による契約の解除(旅行開始前)

- (1)お客さまが第7項(5)の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は、その翌日においてお客さまが契約を解除したものとみなし、この場合、取消料と同額の「違約料」をお支払いいただきます。
- (2)当社は、次に掲げる場合、お客さまに理由を説明して契約を解除することがあります。
 - ①お客さまが当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - ②お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ③お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるときと認められるとき。
 - ④お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤お客さまの人数が契約書面に記載した最少催行人数に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに(日帰り旅行は4日前までに)、旅行を中止する旨をお客さまに通知します。
 - ⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のうによる、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。
 - ⑧お客さまが第4項(10)の①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3)当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)の全額をお客さまに払い戻します。契約の解除により当社に損害が生じたときは、お客さまにその賠償を求める場合があります。

15. 取消料

契約成立後、お客さまのご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客さまおひとりさまにつき次に定める取消料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客さまが契約を解除される場合は、ご参加のお客さまから運送・宿泊機関等の(1台・1室あたり)のご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

旅行代金の解除期日	取消料(おひとりにつき)	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り旅行以外	日帰り旅行
20日前～11日前まで	旅行代金の30%	無料
10日前～8日前まで	旅行代金の20%	
7日前～2日前まで	旅行代金の30%	
旅行開始日の前日	旅行代金の40%	
旅行開始日の当日	旅行代金の50%	
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%	

宿泊のみのプランの場合

	旅行開始後または無連絡不参加	当日	前日	2～3日前
1～4名	100%	50%		20%

注)「旅行開始後」とは、標準旅行予約款別紙特別補償規定第2条第3項に規定する「サービスを受けることを開始した時」以降をいいます。「無連絡不参加」とは、お客さまが「確定書面」にしたがった最初の旅行サービスを受けることができる時刻までに当社に連絡なく旅行サービスを受けなかったことをいいます。

16.お客さまによる契約の解除(旅行開始後)

- (1)お客さまのご都合により途中で契約を解除又は一時離脱(離阻)された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
- (2)お客さまは、旅行開始後において、お客さまの責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったときは当社がその旨を告げたときは、第13項(1)の規定にかかわらず、取消料を払うことなく、受領できなかった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、受領できなかった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払われなければならない費用(当社の責に帰すべき事由によるもの)を支払いません(ただしに限り)を差し引いた金額をお客さまに払い戻します。

17.当社による契約の解除(旅行開始後)

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客さまに理由を説明して契約の一部を解除することができます。
 - ① お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - ② お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全が円滑な実施を妨げるとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ④ お客さまが第4項(10)の①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2)当社が前号の規定に基づき契約の解除をしたときは、お客さまと当社との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務の履行は完了します。
- (3)前号の場合において、当社は、旅行代金のうちお客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払われなければならない費用を差し引いた金額をお客さまに払い戻します。
- (4)当社は、本項(1)①・③の規定により契約を解除したときは、お客さまの求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客さまのご負担となります。

18.旅行代金の払戻し

- (1)当社は、第11項の規定による旅行代金の減額又は第13項から第17項までの規定による契約の解除によってお客さまに対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し当該金額を払い戻します。ただし、第20項(1)クーポン類の引渡し後の払い戻しに際して当該クーポン類をお客さまに提出していただく必要がある旅行は、それらの提出がない場合は旅行代金の払戻しができないことがあります。
- (2)通信契約を締結したお客さまに本項(1)の払戻しすべき金額が生じたときは、提携会社カード会員規約に従って払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに当該通知を行った日をもってカード利用日とします。

19.旅程管理

当社は、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客さまに対しに掲げる業務を行います。ただし、第20項(1)の添乗員が同行しないコースの場合には、この限りではありません。

- ① お客さまが旅行中旅行サービスを受けることができずにお客さまが認められるときは、契約に従った旅行サービスの提供を確実にするために必要な措置を講ずること。
- ② 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容の変更をするときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。

20.添乗員等

- (1)添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行せず、第19項に掲げる業務を行います。お客さまに確定書面及びお客さまが旅行サービスを受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスを受けるための手続きはお客さまご自身で行っていただきます。なお、現地における当社の連絡先は、確定書面又は契約書面に明示します。また、悪天候等お客さまの責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続きはお客さまご自身で行っていただきます。
- (2)「添乗員同行」と記載されたコースには、全行程に添乗員が同行し、第19項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務を行います。添乗員の業務の時間帯は、原則として8時から20時までとなります。
- (3)「現地添乗員同行」と記載されたコースには、原則としてコースに記載された旅行目的地(現地到着から現地出発までの間で明示した区間)に限り、添乗員が同行します。現地添乗員の業務は本項(2)の添乗員の業務に準じます。
- (4)「現地係員が案内する」旨が記載されたコースには、添乗員は同行しませんが、現地係員が当社の指示する必要な業務を行います。
- (5)本項(3)の現地添乗員が同行しない区間及び本項(4)の現地係員が業務を行わない区間については、本項(1)によります。
- (6)お客さまは、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員又は現地係員等当社の指示に従わなければならない場合があります。

21.保護措置

当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまのご負担とし、お客さまは、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

22. 当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」という)が故意または過失によりお客さまに損害を与えたときは、損害発生の日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客さま1名につき15万円を限度(当社が故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。
- (2)お客さまが次に掲げるような事由により損害をこうむられた場合、当社は、前号の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明できるときは、この限りではありません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災による発生する損害
 - ③ 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④ 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤ 自由行動中の事故
 - ⑥ 食中毒
 - ⑦ 盗難
 - ⑧ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞り時間の短縮

23. 特別補償

- (1)当社は、第22条(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行予約款に従い、お客さまが募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき死亡補償金1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、持帰品にかかる損害補償金(15万円を限度、ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。
 - ① 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
 - ② クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
 - ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、SDカード、DVD・CD-ROM・USBメモリ、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を遂行記録媒体に記録されたものを除く。)
 - ④ 船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含みます)、自動車、原動機付自転車及びこれらの付属品
 - ⑤ 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの
 - ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
 - ⑦ 動物及び植物
 - ⑧ その他当社があらかじめ指定するもの
- (2)本項(1)の損害について当社が第22条(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害補償金とします。
- (3)お客さまが募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービスの受領、山岳登山(ヒュッゲル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗による場合は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社の募集型企画旅行参加中のお客さまを対象として、別途旅行代金を受取して当社が実施する募集型企画旅行(オプションツアー)については、主たる契約の一部として取り扱います(この場合、契約書面において当該オプションツアーには「旅行企画・実施 一般社団法人 みやぎ大崎観光公社」と明示します)。
- (5)契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われたい旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金を支払われたい旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

24.旅程保証

(1)当社は、表A左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の次の①②③の変更を除きます)が生じた場合は、旅行代

金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います(お客さまの同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります)。ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は対象外となります。

- ① 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置としての変更。
- ② 第1項から第17項までの規定により契約が解除された部分に係る変更。
- (2)当社が1つの契約に基づきお支払いする変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客さま1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3)当社が本稿の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第22項の規定に基づき損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。
- (4)表A

変更補償金の支払いが必要となる変更		1件あたりの率(%)	
		旅行開始前	旅行開始後
①	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の目的地の変更	1.0	2.0
③	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0	2.0
④	契約書面に記載した運送機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑤	契約書面に記載した(日本国内の)旅行開始地たる空港(出発空港)又は旅行終了地たる空港(帰着空港)の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧	前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- (注1)「旅行開始前」とは、当該旅行について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客さまに通知した場合をいいます。
- (注2)確定書面に公布された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- (注3)③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備を併用するものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- (注4)④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を併用する場合は適用しません。
- (注5)④又は⑥若しくは⑦に掲げる変更が1乗車単位又は1泊のうちに複数生じた場合であっても、1乗車単位又は1泊につき1件として取り扱います。
- (注6)⑧に掲げる変更については①から⑦までの率を適用せず、⑧によります。

25.お客さまの責任

- (1)お客さまの故意または過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客さまからの損害の賠償を申し受けず。
- (2)お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他の契約の内容について理解するように努めなければならないものとします。
- (3)お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社に、当社の手配代行者又はサービス提供者にその旨を申し出なければならないものとします。

26.事故等のお申し出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせしている連絡先にご通知ください(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)。

27.個人情報の取り扱い

(1)当社は、申込書に記載された個人情報の利用目的について、お客さまとの間の連絡のために利用させていただくほか、旅行において運送・宿泊機関等(主要なものについては各コースの案内に記載)の提供する旅行サービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続き、又は当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き、に必要な範囲内で利用させていただきます。

*このほか、当社では、①当社、販売店及びこれらと連携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご感想等の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成。にお客さまの個人情報を活用させていただきます。

(2)当社が取得する個人情報は、お客さまの氏名、年齢、性別、電話番号、住所、Eメールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲内のお客さまの個人情報となります。また介助者の同行、手荷物の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに充当する(又は応じられない旨の回答をする)ため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがありますが、これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。

- (3)当社が本項(2)の個人情報を取得することについてお客さまの同意を得られない場合は、当社は、契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客さまの希望する手配等が行えない場合があります。
- (4)当社は、本項(1)により、運送・宿泊機関等に対してお客さまの氏名、年齢、性別、電話番号その他手配をするために必要な範囲内の情報をあらかじめ電子的方法で送付して提供します。また、万一事故が発生したときに限り、保険会社に対して保険手続きに必要な範囲内の情報を書面で送付して提供します。
- (5)当社は、旅行先でのお客さまの手荷物運送等及びお買ひもの等の便宜のため、当社の保有するお客さまの個人データを運送業者や免税店に提供することがあります。この場合、お客さまの氏名、搭乗日及び航空便名に係る個人データをあらかじめ電子的方法で送付して提供します。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、あらかじめお申し出ください。
- (6)当社が保有するお客さまの個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止を希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、パンフレット等の書面及びホームページに記載されている当社の連絡先までお申し出ください。その際、法令及び当社内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明します。
- (7)万一、当社の個人情報の流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客さまにご連絡させていただきます、安全の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを停止いたします。また、速やかにホームページ等で事実関係を公表させていただきます。

28.その他

- (1)当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
- (2)悪天候などお客さまの責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合は、第16項(2)の規定により、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客さまに払い戻します。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等は、お客さまのご負担となります。
- (3)万一、旅行開始後、ご旅行条件(例えば宿泊施設におけるお部屋の種類・条件、食事その他のサービス等)がご参加のコースの旅行条件と異なると思われるときは、第25条(3)の規定により、直ちに現地の係員(当社ら又は手配代行者のほか宿泊施設等の旅行サービス提供者の係員等も含みます)にお申し出ください(ご旅行終了後では対応できない場合や困難な場合があります)。
- (4)お客さまの便宜をはかるため、お土産店にご案内することがありますが、お買ひ物に際しては、お客さまご自身の責任でご購入いただきます。
- (5)当社は、旅行予約款により、お客さまが募集型企画旅行参加中に被られた損害については一定の範囲で補償させていただきますが、より一層安心にご旅行いただくため、お客さま自身で旅行傷害保険に加入されますようお勧めいたします。

29.旅行条件・旅行代金の基準期日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、当該旅行パンフレット又はホームページ等に明示した日となります。

宮城県知事登録旅行業第2-346号
一般社団法人全国旅行業協会正会員

一般社団法人みやぎ大崎観光公社

〒989-6153 宮城県大崎市古川七日町 3-10 醸室内 蔵 10
TEL029-25-9620 FAX029-25-8635

☆旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、当所の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。